

## 第1章 税務調査の全体像と税務署の考え

### 税務調査の大きな流れ

まず、税務調査の流れと、一般的な日程について解説しておきましょう。

#### ①税務署からの事前連絡

税務調査は通常、税務署から事前に電話連絡があり、日程調整することになります。

顧問税理士がない場合は、税務署から会社に連絡があり、顧問税理士がいる場合、税理士に対して連絡が入ることになります。

#### ②日程調整

税務署から税務調査の事前連絡があつてから、具体的な日程調整を行うことになるわけですが、通常は2週間程度先の日程を調査官から提示されることが多いでしょう。

ただし、これもあくまでも調査官からの希望提示であつて、多忙な日程・時期などを調整し、さらに先日付で税務調査の日程を調整することも可能です。

税務調査に要する日数は、会社の規模によって相違しますが、通常は連続した2日間を指定されることが多いです。

#### ③税務調査の開始

上記のとおり、あらかじめ調整・決定した税務調査の日程・時間で、会社に調査官が来ることになります。午前10時から開始されることが多く、ランチタイムは休憩、その日の終わりは夕方になります。

#### ④追加・最終調整

税務調査が予定していた2日間で終わらないことも多く、調査官から追加資料の提示や説明を求められることも多いです。

また、調査官からの指摘に対して主張・反論しなければならないケースでは、税務調査の追加日程を求められることもあります。

#### ⑤税務調査の終了

税務調査の結果として、誤り・問題等が何もないければそれで終わりますが、誤り等があった場合は、修正申告を提出・納税など、最終的な対応は必要となります。

これが税務調査の全体的な流れとなりますが、上記はあくまでも、税務署から事前連絡がある場合となります。

税務調査では、事前連絡がない「無予告調査」もあり得ますので、その場合はその場で税務調査対応

をしなければならないケースも実際にあります。

## 税務調査で調査官は何を・どこを見ている？

税務調査を何度も受けると、調査官はどのようなものを、どのような流れで見えていくのか、だいたいのところを把握することができるようになります。しかし実際のところ、そう何度も税務調査を受けたことがある方は少ないでしょう。

ここでは、税務調査において調査官が見ているものを解説しましょう。

まず税務調査の初日午前中は、「概況」のヒアリングから入る場合が多いです。

会社であれば、設立した経緯や現在の事業の内容など、調査官はまず概略的な把握をしようとします。税務調査開始の1～2時間は、顧問税理士ではなく、調査を受ける方本人の出番ということです。

調査官はこの時間帯で経営者の人柄・性格を把握しようとしています。税務調査は確かに、会社や相続財産など、数字をチェック・確認するのですが、あくまでも「人対人」の関係性の中で行われるものなのです。税務調査を受ける方も調査官の人柄や性格によって対応が変わると同じように、調査官もこちらのことをチェックしているのです。

さて次は、調査官が帳簿などのチェックを始めます。

調査官が持っている資料は、あくまでも会社が提出した決算書や申告書。どのような計算過程でその申告書ができたのかはわかっていません。これを帳簿から把握しようというわけです。

帳簿は主に「元帳（もとちょう）」と呼ばれるものをチェックされます。

ここで普段から準備しておくべきことが2つあります。

### ①帳票類の整理

調査官は帳簿を見ながら税務調査をしているのですが、ここで間違いなく提示を求められるのが帳票類です。帳票類とは「原資資料（原資）」とも呼ばれるもので、請求書や発注書、領収書や契約書のように、売上や経費を計上するもとなった資料のことです。

取引先からの請求書や発注書・見積書などはメール等の電子データの場合も多いですが、調査官に提示を求められたらすぐに提示できる状況にしておく必要があります。

間違っても「探しましたがありません」では、税務調査で不利になることにつながります。

### ②経理処理の流れ

どういう流れで売上を計上しているのか、たとえば、取引先に見積もりを提示し、先方から受注した段

階で請求書を発行してから売上計上など、経理処理の流れを明確に説明できる資料があればいいでしょう。

調査官が帳簿・帳票類のチェックをしながら、同時にチェックしていることがいくつかあります。

#### ① 経営者や従業員の発言

数字・金額をいくら眺めても、調査官は誤りを発見することは難しいのです。そこで、経営者や従業員にヒアリングしながら、端緒（誤りのきっかけ）を見つけようとしてきます。

調査官との会話も、余計なことを言うと痛い目にあうこともありますので注意が必要です。

#### ② 会社に余計なものを置かない

調査官は会社に置いているものをチェックしています。

具体的には、銀行からの贈答されたカレンダーがあって、その銀行と付き合いがなければ、「その銀行に隠し口座があるのでは？」と疑われるわけです。

また、ゴルフバッグを社内置いている経営者の方もいますが、調査官からすれば格好のネタです。

「社長、ゴルフ好きなんですか？」から始まり、プライベートのゴルフ代が経費になっていないかチェックされることとなります。

#### ③ 辻褄が合わないことはやらない

法人で所有する車を、役員等がプライベートでも使用していると指摘されるケースが多くあります。

実際には仕事での利用がほとんどで、たまにプライベート使用であれば問題ないのですが、実態が主にプライベートと認定されると経費になりません。

ここでいくら「ほとんど仕事で使っています！」と主張しても、車が常に自宅の駐車場にとめられているとか、仕事で使う理由がない、となってくると厳しい状況に陥るわけです。

誰が考えても辻褄が合わないようなことは、税務調査で指摘されるものと考えておいた方がいいでしょう。

#### ④ 個人と法人を明確に区分しているか

接待交際費などで指摘されることが多いのですが、経営者個人の支出が会社の経費に入っていないかは、絶対にチェックされるポイントです。

「個人で負担している（法人で経費にしていない）飲み代・ゴルフ代もあって、それはこういう基準なんです」と説明できれば完璧でしょう。

そこまではできなくても、どの取引先と行ったのかくらいは説明できるようにしておきたいものです。

税務調査って「任意」じゃないの？

税務調査は、一般的に「任意調査」とも呼ばれています。一方で、同じ税務署（または国税局）が行うものに、「強制調査」というものも存在します。

税務調査が「任意調査」と呼ばれていることから、税務調査というものを勘違いしがちですし、また「強制調査」との違いがわからなくなってしまう。

ここでは、任意調査とも呼ばれる税務調査と、強制調査の違いについて解説しましょう。

税務調査とは、会社が所得（利益）や納付すべき税額を計算し、税務署に毎年提出する確定申告書について、その内容が合っているのかどうかを国税調査官が調査する行為を指しています。

日本では申告納税制度を採用していますので、あくまでも納税者本人が税金の額を計算し、確定申告したうえでその税額を納付することになっているのですが、国税としても、自己申告をそのまま信じるわけにもいかないことから、税務調査を実施して、申告内容の適否について確認する、ということです。

「税務調査が好き」「ぜひ受けてみたい」という人はいないと思います。

だからこそ、ちょっと頭をひねってみて、「税務署から連絡があっても、税務調査を断わればいいのでは？」と考えてしまうのも無理はないかもしれません。

さて、結論から書くと、税務調査は断ることができません。残念かもしれませんがこれが事実です。断ることができるのであれば、誰でも断っているかもしれませんが・・・

税務調査は「任意調査」とも呼ばれていますが、断ることができないという観点からすると、実質的に「任意」とは言えないでしょう。

さて、国税が行う強制調査と、税務調査とは何が違うのでしょうか？

強制調査とは、国税査察官（通称「マルサ」）が裁判所の発行する「強制調査許可状」を持って実施されるもので、あくまでも脱税検挙・摘発のために実施されるものになります。

裁判所の令状を持っているくらいですから、強制調査に入られる方は、脱税をしている可能性が高く、その証拠もほぼ揃っている状況です。

税務調査は一般的に、事前に連絡があり日程調整のうえ実施されることが多いのですが、強制調査は令状を持った国税査察官が複数人で突然、自宅や会社に来ることになります。

また、税務調査では、あくまでも自身で確定申告した内容を国税が精査するものですから、関連する帳簿資料等を提示すればいいのですが、強制調査では令状がありますから、帳簿資料のみならず、私物であっても検査の対象となり得ます。

さらに、税務調査では顧問税理士などが一緒に立会うことになりませんが、強制調査の場合、顧問税理士がいたとしても立会うことは許されていません。

「国税」という言葉を使うと、「マルサですか？」と言われることも多いのですが、国税内には明確な区分があって、

国税調査官：税務調査（任意調査）を行う担当

国税査察官（マルサ）：強制調査を行う担当

となっており、国税調査官が強制調査を行うことはありません（そのような権限はありません）。

ここまでで、税務調査（任意調査）と強制調査の違いをご理解いただけたかと思います。

では、断ることもできない税務調査が、なぜ任意調査と呼ばれるのでしょうか？

任意調査という言葉は、あくまでも強制調査との比較において呼ばれている一般名称です。強制調査とは裁判所の令状があって強制力がある、という意味合いです。

一方で、税務調査はあくまでも、令状がないという意味合いにおいては強制力はありません（納税者の理解と協力が必要です）から、任意調査ということなのです。

税務調査が任意調査と呼ばれていることから、税務調査を拒否したりできている方が多いのですが、それは違うということです。この点は、ぜひ注意してください。

### 税務調査でウソをついたらどうなるのか？

税務調査を受けていると、調査官が「敵」のように思えてきて、質問されたことに対して本当のことを言えず、嘘をついてしまう方もいるようです。

さて、税務調査でウソなどつかない方がいいわけですが、ウソをついてしまった場合、どうなるのでしょうか？考えられるのは、3つのケースです。

#### ① 罰則規定がある

税務調査を受けた方がウソをついた場合などは、下記のように法律で「罰則」の規定が定められています。

#### 国税通則法第128条

次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

一 （省略）

二 第74条の2、第74条の3（第2項を除く。）、第74条の3（第3項を除く。）、第74条の5（第一号二、第二号二、第三号二及び第四号二を除く。）若しくは第74条の6（当該職員の質問検査権）の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又はこれらの規定による検査、採取、移動の禁止若しくは封かんの実施を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三 第74条の2から第74条の6までの規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理

由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

実際に「1年以下の懲役又は50万円以下の罰金」刑が科されるかどうかは別にしても、この罰則規定では、「ウソをつく（偽りの答弁）」ことのみならず、「調査官の質問に答えない（職員の質問に対して答弁せず）」ことも、禁止されていることがわかります。

## ②反面調査

質問に対してウソをつき、それを調査官が疑った場合、税務署は「反面調査」を行うこともあります。

反面調査とは、取引先や口座がある銀行に対して行われる「裏取り」「証拠集め」の調査で、これによってウソがバレる可能性もあります。

## ③重加算税

税務調査でウソについて、金銭的に損をするのは重加算税を課されるケースでしょう。

重加算税が課されると追徴税額が35%増しになるのですが、税務調査において嘘をつくという行為は、重加算税の要件である「仮装」行為に該当すると認定されることもあります。

税務調査でウソをついたがために、悪い結果を招くケースが圧倒的に多いのです。この点はぜひ注意してください。

## 税務調査における「ペナルティ」

税務調査において漏れや誤りが発覚し、不足分の税金を納めなければならないケースがあります。

例えば、確定申告において100万円の税金であると申告・納税していた場合で、税務調査に入られた結果、正しくは300万円の税金とされた場合、不足額は200万円となります。

この200万円は「本税」と呼ばれています。

一方で、税務調査においてこの本税だけ支払えばいいのかというと、そういうわけにはいきません。

なぜなら、税務調査で発覚した以上は、ペナルティとなるプラスの追徴税額があるからです。これは一般的に「附帯税」と呼ばれています。

さて、このペナルティとなる附帯税がいくらになるのか、解説しましょう。

税務調査が入って誤りがあった場合、基本的には10%のペナルティとなる過少申告加算税が課され

ることになります。

ただし、過少申告加算税は本税が「50万円以下の場合10%」が課税され、「50万円超から15%」が課税となりますので、本税の額が多額になると、10%を超えた過少申告加算税が課されることとなります。

上記のように、200万円の本税となった場合、少なくとも200万円×10%＝20万円のペナルティが課されるということです。

なお、これは税務調査によって誤り等が発覚した場合で、自分で誤りに気づき、自主的に修正申告を提出した場合、過少申告加算税は課されません。

上記10%の過少申告加算税は、あくまでも当初の確定申告を期限内（法人は決算日から2ヵ月以内）にした場合の規定です。

期限に遅れて確定申告していた場合で、税務調査に入られ誤りがあった場合、15%の無申告加算税が課されることとなります。

ただし、過少申告加算税と同じように、無申告加算税は本税が「50万円以下は15%」が課税され、「50万円超は20%」が課税されることになっています。

なお、無申告加算税の場合は免除要件もあります。それは「確定申告期限から1月以内に申告する」「期限後申告に関する所得税を納税している」「過去5年間に無申告加算税・重加算税を受けていない」の3つを同時に満たしている場合です。

こうした申告の意思があった納税者に対しては、無申告加算税が追加されないこともあります。

さて、税務調査でもっとも怖いペナルティは重加算税の35%です。

単純な誤りや漏れであった場合、上記のとおり10%もしくは15%の加算税で済むわけですが、重加算税となった場合は、本税に対して35%ものペナルティが課されることとなります。

上記の例でいうと、本税が200万円ですから、重加算税が課された場合は、70万円ものペナルティが上乗せになるということです。

さて、ここまで加算税全般について解説してきましたが、これ以外にも賦課されるペナルティは「延滞税」です。延滞税はいわば、遅れて支払うことになる利子・利息部分といえるでしょう。

上記の本税200万円は、本来は確定申告の期限内に納めなければならなかった税金ですが、税務調査になってから遅れて支払ったわけですから、納付の期限から実際に納付した日までの利息分に相当するのが延滞税です。

延滞税の税率は年によって変動し、かつ計算式も複雑ですから、詳細を知りたい方は、下記国税庁のホームページを参考にしてください。

「No.9205 延滞税について」

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/osirase/9205.htm>

「延滞税の計算方法」

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/entaizei/keisan/entai.htm>

税務調査において誤りなどがあった場合、その納める税額を一般的に「追徴税額」と呼んでいますが、大きくは「本税」と、ペナルティ部分となる「附帯税」に分けて考えることができます。あくまでも附帯税は本税の金額に、率を掛けた金額で算出されるものです。

そしてさらに分解すると、ペナルティとなる附帯税は、「加算税（種類と金額によって異なる）」と「延滞税」の2種類ということです。

ですから、全部をまとめると、追徴税額というのは、「本税 + 加算税 + 延滞税」の合計額になるということです。

税務調査となると、本税の金額ばかりに注目しがちですが、最終的に納めるべき追徴税額では、ペナルティとなる附帯税部分も多額になりますので、ぜひ注意してください。

中小企業が税務調査に入られる確率は？

税務調査に関するデータ資料は、毎年年末あたりに国税庁から公表されています。

本著執筆（令和元年 7 月）時点で最新の公表資料から、法人に対する税務調査の実態について解説してみましょう。

参考にするのは、下記のデータです。

「平成 29 事務年度法人税等の調査事績の概要」（平成 30 年 12 月 国税庁）

[https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2018/hojin\\_chosa/pdf/hojin\\_chosa.pdf](https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2018/hojin_chosa/pdf/hojin_chosa.pdf)

の 7 ページです。次ページではその抜粋を載せておきます。

この資料から、国税は1年間に全国で、法人に対する税務調査を約98,000件行っていることがわかります。

また、別の資料によると、法人税の申告数は約290万件となっていることから、1年間で法人が税務調査に入られる確率は、

$$98,000 \text{ 件} \div 290 \text{ 万件} = \text{約} 3.4\%$$

であることがわかります。

ただし、これは単年度でみた割合であり、通常税務調査は3期（事業年度）分遡って行われることから、これを3倍にして考えると、税務調査に選ばれる確率は約10%程度ということになります。

ですから、あくまでも全国の大企業を含めた全法人を平均した場合ですが、10年に1回程度は3期分の税務調査が行われていると考えていいでしょう。

#### 追徴税額の平均はいくらかご存知ですか？

あくまでも平均とはいえ、税務調査が「10年に1回」と考えると、意外に「確率は低いな」と思う経営者が多いと思います。

では、同じ資料から、税務調査に入られた場合の追徴税額はいくらになっているのでしょうか。

まず、1年間で税務調査に入った法人98,000件のうち、73,000件が「非違があった件数」となっていますから、何らかの誤り・漏れ等が見つかる確率は約74%。4件の税務調査が行われると、3件は間違っているわけですから、かなりの高確率であることがわかります。

また、法人税の「調査1件当たりの追徴税額」が「1,995千円」ですから、約200万円です。

法人に対する税務調査は、法人税と同時に消費税も対象となることから、消費税の方も確認しておくとして、消費税の「調査1件当たりの追徴税額」は「795千円」ですから、約80万円。

合計すると、税務調査に入られた場合の追徴税額平均額は280万円にもなっていることがわかります。

税務調査に入られる確率は低いと思われるかもしれませんが、追徴税額の大きさから税務調査に入られた場合の怖さはおわかりいただけると思います。

#### 税務調査における時期と傾向

税務調査は秋が最盛期で、年明けから個人の確定申告時期（2月～3月上旬）は税務調査の件数が少なく、また春になると急激に増えるというサイクルを毎年繰り返しています。

では、税務調査の時期はどのようにして決まっているのでしょうか。

法人に対する税務調査は、原則として、国税は下記の基準で税務調査の時期を決めています。

秋（7～12月）の税務調査：2～5月決算法人

春（1～6月）の税務調査：6～1月決算法人

つまり、会社の決算月によって税務調査の時期が違うのが原則ということです（もちろん例外はあります）。

日本は3月決算法人が圧倒的に多く、すべての法人のうち約2割が3月決算法人となっています。

また、この影響で3月前後の決算月の法人も多いため、税務調査の最盛期は2～5月決算法人となっているようです。

一方、税務調査の受けやすさという観点から考えると、春に行われる税務調査の方が楽であることは間違いありません。

秋の税務調査は、そもそも実施される調査件数が多く、また調査の期間も長くなる傾向があります。

逆に、春の税務調査は、実質的に確定申告明けの3月下旬～4月から開始されることがほとんどなので、調査の件数も少なく、調査の期間も短くて済む傾向があるのです。

経営者として会社の決算月を意識することは、ほとんどないように思います。法人を設立した当初、設立の前月末を決算日にしがちですが、本来決算月（日）というのは自ら選択できるものです。

例えば、4月に法人を設立すると、ほとんどの法人は3月決算に設定しますが、なにも3月決算である必要性はなく、12月決算にしても問題ないのです。

また、一度設定した決算月は、容易に変更することが可能です。税務調査の時期という観点から、決算月の変更を考え直してみてもいいでしょう。

ただし、決算月を変更すると、変更した事業年度は短くなるため、決算を締める手間は増えます（変更した時の1回だけですが）。

上記の税務調査の時期というのは、あくまでも原則であって、例外も存在します。

例えば、12月決算であれば本来、春に税務調査が行われるのですが、秋に税務調査が実施される

ような場合です。

このようなケースは、税務署の原則から外れているのですから注意が必要です。というのも、税務署側としては、原則を逸脱するのですから、何か証拠・根拠があって、税務調査の時期をズラしているわけです。

こういうケースでは、税務署は何か手がかりをもって、税務調査に来ると思って間違いないでしょう。

時期がズレている場合で、税務調査の事前連絡があった場合は、調査の初日までにしっかり申告内容を見直した方がいいと言えます。

この点については、第 2 章と第 3 章で別途解説します。

## 脱税と節税の違いとその間

「うちの会社は節税はしているけど、脱税はしていないから、税務調査は怖くない」と言う経営者に会ったことがあります。

税理士の目線から考えると、「それって本当に節税ですかね」「税務調査で否認されるリスクはありますよ」というケースもあります。

本章の最後となりますが、「脱税」「節税」「租税回避」の違いを解説し、税務調査で否認されるリスクがある「節税」について解説しましょう。

「脱税」という言葉を知らない人はいないでしょう。マスコミなどを賑わす、あれです。

「節税」という言葉も知らない人はいないはずです。

では、「租税回避」という言葉はご存知でしょうか？

言葉は知っているという方でも、これら「脱税」と「節税」と「租税回避」の違いを説明できる方は、かなり少ないと思います。これら「脱税」「節税」「租税回避」について、なるべくわかりやすく違いを説明したいと思います。

まず一番わかりやすい「脱税」から。

脱税とは、違法に税金を減らす行為を指します。法律違反であることが明らかである、というところが脱税のポイントです。

例えば、売上を減らして申告をして、納税金額を減らした。これは明らかな脱税ですが、それは本来の売上を少なく申告することが法律違反（違法）だからです。

「脱税」は法律上、「偽りその他不正の行為」という言葉で規定されており、法人税法の規定により、脱税をして刑事事件となった場合は、10 年以下の懲役または 1,000 万円以下の罰金に処せられることになっています。

ただし、税務調査で脱税が発覚しても、通常は刑事事件になりません。なぜなら、金額が小さいため、国税が脱税として刑事事件にする労力をかけないためです。

一般的には、税務調査で（あまり多額ではない）脱税が発覚した場合、「重加算税」を課されること

がほとんどでしょう。

「節税」とは、法律の許された範囲内（合法）で、納めるべき税金を少なくしようとする行為を指しています。

法人税では数多くの特別償却や税額控除が認められていますが、これらを選択することは節税といえるでしょう。

国税庁ホームページ「特別償却・特別税額控除」

<https://www.nta.go.jp/m/taxanswer/houji313.htm>

さて、ここまでをイメージで表すと、脱税は「黒」で、節税は「白」といえるでしょう。

そうだとすると、最後に解説する「租税回避」は「グレー」といえるでしょう。まさしく、脱税と節税の間というわけです。

租税回避とは、税法が想定していない手法・形式で税負担を減少させようとする行為を指しています。

租税回避は課税要件をくぐり抜けるためだけに、通常ではありえない不自然、不合理な取引形態を採用することを指します。つまり、法の抜け穴を突いて、課税を逃れようとする行為と言えるでしょう。

例えば、下記のような行為は租税回避といえるでしょう。

#### 【租税回避の例】

- 今期、大幅な利益がでる法人がある
- 利益・税金を減らすために、法人が保有する不動産を売却する
- 不動産の帳簿上の価格（簿価）は1億円
- 損失を計上するために、社長の親族に6,000万円で売却した
- 4,000万円の売却損が計上され、納税額は約1,500万円減った

この例で大事なことは、この法人は何も違法行為をしていない、ということです。

不動産を安く売却してしまえば売却損が計上されますし、法人が社長の親族に不動産を売ってはならない、という法律は存在しません。

しかし、通常は法人が不動産の売却で一方向的に損をする取引をあえてすることはないはずです。

上記の例では、あくまでも法人は税金を減らすことを目的にしている、かつ社長の親族は安く不動産を手に入れることができるのですが、法人は安く不動産を売却していますので、税金を考えても損をしていることは間違いありません。

租税回避は税務調査で否認されないかという点、非常に微妙な部分であることは間違いありません。

あくまでも、法律的には正しいことを組み合わせ、不自然な行為をしているわけですから、合法といえば国税も否認できないのですが、否認する方法は例えば、「同族会社の行為または計算の否認（法人

税法 132 条) 」などがあります。

また国税は、グレー（租税回避）の中でも、黒（脱税）に近いものほど、躍起になって否認してきますから注意が必要です。

### 税務調査で否認される節税・否認されない節税

節税スキームを売る税理士やコンサルタントは昔から存在しますが、最近はネット上で、節税方法が出回っていたりします。また、経営者仲間では、「うちはこういう方法で節税したんだよね」という情報が飛び交ったりもするのでしょうか。

「節税」という言葉を使っている限りは、本来「合法」なのですから、税務調査で絶対に否認されないはずなのですが、実際はそんなことはありません。

実は「節税スキーム」といいながら、その中身は「租税回避スキーム」だったりするわけです。前項で取り上げたものとは別の例を挙げてみましょう。

（中小企業である）法人は、所得（利益）が 8 0 0 万円までの部分は税率が低くなります。

ここに着眼して、たくさんの法人を設立して利益を分散することで、全体として法人税の金額を下げようとするスキームが存在します。

法人税で具体的に計算してみましょう。法人税の税率は以下のようになっています（資本金 1 億円以下の場合で、平成 31 年（2019 年）3 月 31 日までの間に開始する事業年度）。

年間所得 8 0 0 万円以下の部分…… 1 5 %

年間所得 8 0 0 万円超の部分…… 2 3 . 2 %

これにより、年間 8 , 0 0 0 万円の所得（利益）がでている法人の、法人税はこうなります。

$8 0 0 \text{ 万円} \times 1 5 \% + (8, 0 0 0 \text{ 万円} - 8 0 0 \text{ 万円}) \times 2 3 . 2 \% = \text{約 } 1, 7 9 0 \text{ 万円}$

一方でこの法人を、1 社あたり利益 8 0 0 万円の 1 0 個に分割できるとすれば、

$8 0 0 \text{ 万円} \times 1 5 \% \times 1 0 \text{ 社} = 1, 2 0 0 \text{ 万円}$

なんと、法人税だけで考えても、年間に約 6 0 0 万円もの差になることがわかります。

法人には法人税だけではなく、住民税や事業税もかかってきますので、分社化するだけで約 1 , 0 0

0万円もの税金が下がるわけです。

さて、会社を分割することは、間違いなく合法です。しかし、税務調査で否認されないかという、否認される可能性はあるのです。

1つ1つ行為は法律に則っているにもかかわらずです。

上記の例を見ればおわかりのとおり、いくら法的には正しいとしても、全体としてみれば明らかに税金の額を減らそうという不自然な行為なのです。

このような行為を、税務署が税務調査において、「確かに法律に違反しているわけじゃないので認めますよ」と追及してくるリスクはあるわけです。

税務調査で認められる節税と、認められない節税 = 租税回避行為の区分は、「税金を減らすことが目的」であったかどうか判断基準となります。

上記の例でいえば、分社化したことが税金を減らすことが目的ではなく、（他の）「経済合理性」があったかどうかによります。

例えば、分社化した理由が、事業ごとに会社を分けることで、

- ・株主が相違する（させる）ため
- ・銀行からの借入をしやすくするため
- ・各事業の採算性を明確にするため
- ・将来的な事業売却をしやすくするため
- ・社員マネジメントをやりやすくするため

など、税金とは別の合理的な理由があれば、この例は税務調査で租税回避行為とされない可能性が高くなります。

節税と租税回避の境目は曖昧なのですが、税務調査では否認される節税というものが存在する、ということは肝に銘じておくべきでしょう。